

3 高技管第 233 号  
令和 3 年 10 月 12 日

土木部各課長  
土木部各出先機関長 様

技術管理課長  
(公印省略)

鉄筋構造物における生コンクリートのスランプの適用について (通知)

国土交通省では、i-Construction のトップランナー施策の一つとして、生産性向上を進めるため、「コンクリート構造物の設計・施工段階における生産性向上の取組」(令和 3 年 3 月 25 日付け国技建管第 25 号)が作成されたところです。

このため、高知県土木部においても、下記のとおり鉄筋構造物における生コンクリートのスランプの適用について運用を定めましたので通知します。

記

1 対象構造物

呼び強度 21N/mm<sup>2</sup> および 24N/mm<sup>2</sup> で設計する鉄筋構造物

2 適用するスランプ

12 c m

4 適用年月日

- ・令和 3 年 10 月 12 日以降に鉄筋構造物を設計する委託業務
- ・令和 3 年 10 月 12 日以降に鉄筋構造物を設計計上する工事

なお、既発注工事についても、受発注者間で協議し、設計変更できるものとする

5 問い合わせ先

技術管理課 (技査) 井上、廣末、吉村

TEL 088-823-9826